平成 25 年２月 14 日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社 サ ン ウ ッ ド
代表者名　代表取締役社長　佐々木　義実
（ＪＡＳＤＡＱ・コード８９０３）
問合せ先　常務取締役管理本部長　岡本 真人
電　　話　０３－５４２５－２６６１

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年２月 14 日開催の取締役会において、株式の分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．株式分割及び単元株制度採用の目的

平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするために、１株を 100 株に分割するとともに単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

２．株式分割の概要

（１）分割の方法

平成 25 年３月 31 日（日曜日）（当日は休日につき実質的には平成 25 年３月 29 日（金曜日））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を１株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

（２）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	38,940 株
今回の分割により増加する株式数	3,855,060 株
株式分割後の発行済株式総数	3,894,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	6,400,000 株

（３）分割の日程

基準日設定公告日	平成25年３月８日（金曜日）
基　　準　　日	平成25年３月31日（日曜日）（実質的には平成25年３月29日（金曜日））
効 力 発 生 日	平成25年４月１日（月曜日）

（４）行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権１株当たりの行使価額を平成 25 年４月１日（月曜日）以降、以下のとおり調整いたします。

新株予約権	調整前行使価額	調整後行使価額
平成 17 年７月 12 日開催の取締役会で決議された新株予約権	140,939 円	1,410 円
第３回新株予約権	127,943 円	1,280 円

３．単元株制度の採用

（１）新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

（２）新設の日程

効 力 発 生 日　　平成 25 年４月１日（月曜日）

（参考）平成 25 年３月 27 日をもって、大阪証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

４．定款の一部変更

（１）変更の理由

上記株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第２項及び第 191 条の規定に基づき、当社定款の一部を変更するものであります。なお、定款の変更の効力発生日は、平成 25 年４月１日（月曜日）となります。

（２）変更の内容

現行定款	変更案
（発行する株式の総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、６４，０００株とする。	（発行する株式の総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、６，４００，０００株とする。
（新設）	（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。
第７条～第 37 条　（条文省略）	第８条～第 38 条（現行どおり）
（新設）	附則 第６条の変更および第７条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げは、平成 25 年４月１日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。

（３）変更の日程

取締役会決議日　　平成25年２月14日（金曜日）

効 力 発 生 日　　平成25年４月１日（月曜日）

＜ご参考＞

１．今回の株式分割に際し、当社資本金の額の変更はありません。

２．今回の株式分割は平成25年４月１日を効力発生日としておりますので、平成25年３月期期末配当につきましては、株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。

以上